建築住宅局設備課		
課長	係長	担当

（公表様式第６号）

契 約 変 更 理 由 書

神戸市

件　　名	西脇小学校給水設備改修工事

契約変更後の工事概要

（機械設備工事）

１．既設管接続箇所へ減圧弁を追加する。
２．北棟、南棟屋上のエア抜き弁を撤去し吸排気弁を取り付ける。
３．配膳室用の給水管を新設する。
４．公道埋設の水道本管分岐部は再掘削し閉塞する。
５．体育館の屋外配管更新を取りやめる。
６．令和４年10月２０日から令和４年10月３１日までの11日間の工期延期。

（電気設備工事）

1. 配線配管経路の変更
2. 新設ケーブル線径の変更
3. 既設ケーブル流用に伴う配線の取止め

契約変更の理由

（機械設備工事）

１．現場詳細調査の結果、既設管接続部及びハト小屋内の既設管の劣化により、そのまま接続すると配管破損の恐れがあることが判明した。
２．４．水道局の指導による。
３．現場調査の結果、既設管が劣化していたため。
５．現場詳細調査の結果、既設管の状況が良好で改修の必要が無いことが判明したため。
６．４．の工事実施及び公道復旧工事について、学校行事・天候等の影響で施工可能な日程が限られ、工期の延長が必要となった。

（電気設備工事）

1. 電気室からポンプ室間で既設埋設配管を流用で配線のみ新設としていたが、経年劣化により管と電線が融着し、抜き替えができないため、既設残置とし、新規配管での施工に変更する。
2. 消火ポンプユニット用の電源線において、当初設計では5.5sqとなっているが、消火ポンプユニットの電気容量と主幹ブレーカ容量から、14sqとするのが適切であると判断したため、変更とする。
3. 消火水槽の電極信号配線を既設配管流用で配線のみ更新としていた部分について、経年劣化により管と電線が融着し、抜き替えができないため、既設流用とし、更新を取止める。